

中山間地域等直接支払制度実施状況について

中山間地域等直接支払交付金実施要領第12に基づき、平成29年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について公表します。

【中山間地域等直接支払制度とは】

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

【集落協定の概要】

協定の対象となる農用地において、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とすることにより、集落の持つ多面的機能の確保を図るため、関係者が一致協力して今後5年間に取り組むべき事項について定めています。

地域 区分	単価 区分	集落協定名	交付対象面積 (㎡)							交付金額 (円)						
			計	田		畑		草地		計	田		畑		草地	
				急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
通常	体制 整備	北檜山	1,399,703		1,269,101		130,602			10,609,911		10,152,808		457,103		
通常	体制 整備	若 松	4,105,599	100,546	3,403,912	10,810	156,700		433,631	31,316,410	2,111,466	27,231,296	124,314	548,441		1,300,893
通常	体制 整備	瀬 棚	2,587,679		303,810				2,283,869	9,282,087		2,430,480				6,851,607
計		3集落	8,092,981	100,546	4,976,823	10,810	287,302		2,717,500	51,208,408	2,111,466	39,814,584	124,314	1,005,544		8,152,500

